様式第３号（第５条関係）

その１

選挙人名簿抄本閲覧申出書（調査研究）

年　　　月　　　日

東松島市選挙管理委員会委員長　様

申出者　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

住所

電話番号

申出者が国等の機関である場合にあってはその名称を、申出者が法人である場合にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治又は選挙に関する調査研究をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

|  |  |
| --- | --- |
| １　活動の内容 | 政治・選挙に関する（統計調査、世論調査、学術研究） |
| ２　閲覧事項の利用の目的 | （できる限り具体的に記載すること。） |
| ３　閲覧者の氏名及び住所 | （申出者が国又は地方公共団体の機関である場合にあっては、閲覧者の職名及び氏名を記載すること。） |
| ４　閲覧事項の管理の方法 | （管理体制、廃棄の方法（廃棄は使用後１か月以内に行うこと）等について具体的に記載すること。） |
| ５　閲覧対象者の範囲 |  |
| ６　閲覧日時 | 　　　年　　月 　日　 | 午前・午後　　　時　　　分から午前・午後　　　時　　　分まで |
| ※複数日にわたって閲覧する場合は、各日の閲覧申出書を提出すること。 |
| ７　調査研究の責任者の住所及び氏名 | （申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には調査研究の責任者の職名及び氏名を、申出者が法人の場合には調査研究の責任者の役職名及び氏名を記載すること。） |
| ８　調査研究の成果の取扱い | （公表の時期、方法等について具体的に記載すること。） |
| ９　閲覧者に関する事項 | （閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には併せて閲覧者が当該国又は地方公共団体の機関の職員である旨を、申出者が法人である場合には併せて閲覧者が当該法人の役職員・構成員である旨を、それぞれ記載すること。） |
| 10　法人閲覧事項取扱者の範囲 | （申出者が法人である場合に記載すること。） |
| 11　個人閲覧事項取扱者の指定 | （申出者が個人である場合に記載すること。）別添申出書のとおり、公職選挙法第２８条の３第５項の規定による申出を□する　　　　　　　　　　　□しない |
| 12　申出者が受託者である場合には、委託者の氏名及び住所 | （委託者が国又は地方公共団体の場合はその名称を、委託者が法人の場合はその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記載すること。） |
| 備考 | （別添書類について記載すること。） |

備考

　１　この様式は、公職選挙法第２８条の３第１項の規定により、政治又は選挙に関する調査研究をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式となります。

　２　上記の欄中１０の別添申出書の様式は、「その２」の様式に準ずるものとします。

３　選挙人名簿の抄本の閲覧については、平成２１年５月２６日付総行選第２９号による通知に基づく、対象者は除いております。

添付書類

　閲覧の申出書提出する場合、調査研究の概要及び実施体制を示す資料を添えてください。

閲覧の注意点

　閲覧者は次のいずれかの書類を提示願います。

　　（１）　国又は地方公共団体が交付した書類で当該閲覧者の写真を貼り付けてあるもの

　　（２）　国又は地方公共団体以外の者が交付した書類で当該閲覧者の写真を貼り付けてあるもの

　　（３）　国又は地方公共団体が交付した書類（健康保険組合、国民健康保険組合、又は国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合その他の公共的機関が交付した被保険者証、組合員証、年金証書等含む。）

　　（４）　申出者が国等の機関である場合は、当該閲覧者が当該国等の機関の職員であることを証明する書類

　　（５）　その他公職選挙法施行規則第３条の２第４項に規定するもの

様式第３号（第５条関係）

その２（名簿抄本の閲覧により知り得た事項を閲覧者以外の者（法人を含む。）に取り扱わせる必要がある場合のみ提出）

個人閲覧事項取扱者に関する申出書

年　　　月　　　日

東松島市選挙管理委員会委員長　様

申出者　氏名　　　　　　　　　　　㊞

住所

電話番号

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、公職選挙法第２８条の３第５項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 住所 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

　閲覧事項を取り扱わせる理由

備考　選挙人名簿の抄本の閲覧については、平成２１年５月２６日付総行選第２９号による通知に基づく、対象者は除いております。